

令和 2 年 9 月

長門市議会定例会
追加議案参考資料

目 次

議 案

第 24 号 和解及び損害賠償の額を定めることについて	・ ・ ・ 1
-----------------------------	---------

報 告

第 2 号 権利の放棄について	・ ・ ・ 2
-----------------	---------

和解及び損害賠償の額を定めることについて

1 事案の発生日時

令和 2 年 9 月 9 日 午後 2 時 20 分頃

2 事案の発生場所

三隅農業者トレーニングセンター駐車場（長門市三隅下 520 番地 1）

3 和解及び損害賠償の相手方



4 事案の概要

令和 2 年 9 月 9 日午後 2 時 20 分頃、三隅農業者トレーニングセンター駐車場において、草刈機を用いて駐車場周辺の除草作業を行っていたところ、小石が弾き飛び、作業現場付近に駐車中の相手方自動車の助手席側ドアガラスに当たり、物的損害を与えたもの

5 相手方の損害の程度

ア 人的損害 なし

イ 物的損害 車両助手席側ドアガラス破損

6 過失割合

過失割合については、市：相手方＝100：0

7 損害賠償の額

金 32,670 円

（内訳）車両修理代 32,670 円

権利の放棄について

1 令和元年度 債権管理条例により放棄した債権の概要

令和元年度において放棄した債権（私債権及び非強制徴収公債権）は、児童クラブ保護者負担金、生活保護費返還金、同和対策援護資金貸付金元利収入の3科目、6人分 5,874,763 円であり、各債権担当課は、子育て支援課、地域福祉課の2課となっている。

放棄理由の内訳は

児童クラブ保護者負担金として

条例第12条第1項第2号該当分として、破産等によるものが1人分 15,000 円で、破産法その他の法令の規定により債務者がその債権を免れたものである。

生活保護費返還金として

条例第12条第1項第3号該当分として、相続人なし等によるものが2人分 3,045,149 円で、債務者が死亡し、その相続人が不在あるいは相続権のある者全員が相続放棄をしているものである。

同和対策援護資金貸付金元利収入として

条例第12条第1項第4号該当分として、徴収停止の措置をとったものが3人分 2,814,614 円で、徴収停止後、一定の期間が経過しても債務者の状況が変わらず、債権を回収できる見込みがないものである。

条例第12条第1項第1号（時効満了）、第5号（強制執行済）及び第6号（生活困窮）によるものは該当ありません。